

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

番号	評価要領(自己評価表)			評価基準					自己評価			
	評価項目	中項目	小項目	内容		審査の方法	審査の基準及び内容			配点	必須 △は ルは 選択 ○ ×	
						①書面審査 ヒアリーナンク・ ビューワー	②現地審査 目視					
1	経営的事項	行政指導	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。	○			廃掃法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。 【書面審査資料】 ①認定申請書(様式第1号)に、許可を受けている全ての業の区分の許可番号が記載されていること					
2		不利益処分	環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。	○			廃掃法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令(大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)の規定による不利益処分を過去5年間受けていない。 【書面審査資料】 ①不利益処分を受けていない旨の誓約書(様式第3号)					
3		納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○			法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。 【書面審査資料】*②～⑧都外に係る納税証明書は添付不要 ①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(「その3の3未納がないことの証明」を添付) ②法人都民税の納税証明書(直前3年分) ③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) ④法人事業税の納税証明書(直前3年分) ⑤固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) ⑥固定資産税(償却資産用)の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) ⑦事業所税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付)・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 ⑧不動産取得税の納税証明書(直前3年分) ⑨駐車場の使用権原を証する書類(収集運搬業のみ) ・自者所有の場合は「土地の登記事項証明書(登記簿謄本)」、他者から借りている場合は「賃貸借契約書の写し」を添付(*都外の駐車場については添付不要) ⑩社会保険料の納入確認書(「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し(24ヶ月分)」を添付) ⑪地方労働局が発行する労働保険料の未納が無いことを証明する書類(例:労働保険料等納入証明書)又は労働保険料の申告額及び納付済か確認できる書類(直前3年分) ※証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書(様式第7号)」にチェックを入れて提出				□	必須
4	管理体制 (産廃工キスパート・産廃プロフェッショナル共通)	マニフェスト	産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)が5年間整理保管され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。)で運搬受託者が記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 ※電子マニフェストを使用している分については保管は対象外	○			マニフェストが5年間整理保管され、廃掃法施行規則で記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 【基準項目】 ○交付年月日及び交付番号 ○交付を担当した者の氏名 ○排出事業者やその事業所の名称、所在地 ○委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 ○運搬業者や運搬先の名称、所在地 ○処分業者やその事業場の名称、所在地 ○最終処分の場所の名称、所在地(予定) ○運搬終了年月日 ○処分終了年月日 ※電子マニフェストを使用している分については保管は対象外 【現地審査資料】 ①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの ＊更新申請の場合は、認定取得した審査日以降のもの ＊電子マニフェストの場合は、端末の画面で内容を確認					
5		処理帳簿	産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。	○			産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。 【基準項目】 ○収集運搬年月日 ○管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ○受入先ごとの受入量 ○運搬方法(車種)及び運搬先ごとの運搬量等 【現地審査資料】 ①指定したマニフェストと照合する処理帳簿 ＊電子で処理帳簿を管理している場合は、端末の画面で内容を確認					

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

番号	評価要領(自己評価表)			評価基準					自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内容		審査の方法	審査の基準及び内容			配点	必須項目 △は複数選択可 △は複数選択不可
						①書面審査 ビニアリ確認・ ンク・ グ・ ル	②現地審査 目視				
6	遵法性(産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	管理体制	委託契約書	排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。)及び廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。	○		排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃掃法施行令及び廃掃法施行規則に定められた必要事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。 【基準項目】 (委託契約書に添付する書面) ○産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し等 (共通事項) ○産業廃棄物の種類、数量 ○契約の有効期間 ○料金 ○収集運搬業の事業の範囲 ○適正な処理のために必要な情報 ○変更があった場合の伝達方法 ○業務終了時の報告 ○契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等 (業の区分ごと定められた事項) ○運搬の最終目的地等 【現地審査資料】 ①指定したマニフェストと照合する委託契約書又は写し				
*7		車両届出	すべての収集運搬車両について都への届出がなされている。	○			産廃収集運搬車両のすべてについて都への届出がなされている。 【書面審査資料】*①、②いずれかの資料 ①最新の届出書の写し及び車両一覧表 ②直近の変更届(又は申請時)の写し及び車両一覧表			必須	□
*8	廃棄物処理	排ガス適合	すべての収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。	○			自己評価表番号7で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の収集運搬車両(一般廃棄物収集運搬車両を含むディーゼル車両)を保有している場合は、そのすべてが、国及び都の排ガス規制に適合している。 【書面審査資料】*①、②又は③の資料 ①都内を走行する一般廃棄物収集運搬車両(ディーゼル車両)については区市町村への届出書の写し(届出書の表紙及び車両一覧表を添付) ②自己評価表番号7及び①のいずれかにも該当しない都内を走行する産業廃棄物収集車両(ディーゼル車両)については車検証の写し及び該当車両のDPFの装着証明書の写し(車両一覧表を添付) ③対象車両がない場合は、対象車両なしと記載した書面				□
9		飛散防止措置	すべての収集運搬車両に飛散防止措置が施されている。	○	○		産業廃棄物収集運搬車両のすべてに飛散防止措置が施されている。 【現地審査資料】 (車両の目視確認できない場合) ①収集運搬車両の種類ごとの写真				
10	安定性(産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	総資本経常利益率	総資本経常利益率が2%以上である。	○			総資本経常利益率が2% (小数点以下切捨て) 以上である。 【書面審査資料】*①、②すべての資料 ①財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直前1年間分 ②経営状況確認書(様式第4号)	2			□
11		経常利益金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額が0を超える。	○			直前3年間の経常損益の合計額に過去3年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円 (小数点以下切り捨て) 以上である。 【書面審査資料】*①、②すべての資料 ①財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直近3年間分 ※損益計算書の減価償却費の金額については、その金額が確認できる内訳書も添付 ②経営状況確認書(様式第4号)	2			□
12	経営的事項	自己資本比率	自己資本比率が15%以上である。	○			自己資本比率が15% (小数点以下切捨て) 以上である。 【書面審査資料】*①、②すべての資料 ①財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直前1年間分 ②経営状況確認書(様式第4号)	3			□
13		流動比率	流動比率が150%以上である。	○			流動比率が150% (小数点以下切捨て) 以上である。 【書面審査資料】*①、②すべての資料 ①財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)/直前1年間分 ②経営状況確認書(様式第4号)	3			□
14	団体への加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。	○				国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。 【書面審査資料】*①、②すべての資料((社)全国産業資源循環連合会に加盟する団体の場合は、①のみ) ①会員証又は会員名簿など加盟を証明する書面 ②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる当該団体の定款又は、事業報告等の書面	3			□

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価			
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容			配点	△他須 フル ダウ ンシ ン選 择 ○ ×	△ ア チ エ リ ン グ △ 時 の フ ア チ エ リ ン グ
					① 書面 審 査	②現地審査	ヒ ア 類 リ 確 シ ン 認 グ ・ 目 視					
15	経営的 事項	インターネット 情報公開 ①会社概要	会社概要をインターネット上で公開している。 【公開内容】 (個人の場合) 氏名、許可住所、事業の内容 (法人の場合) 法人名称、許可住所、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 (共通) 事業計画の概要、許可証の写し	○			会社概要を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 (個人の場合) ○氏名、許可住所、事業の内容 (法人の場合) ○法人名称、許可住所、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 (共通事項) ○事業計画の概要 ※「事業計画の概要」については、巻末「参考資料4-1」を参照 ○許可証の写し ○他の道府県市での許可状況 ○更新年月日の記載 【書面審査資料】 *①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	5	□			
16												
17	安定性 (産廃工 キス パート ・産廃 プロ フエッ ショナル 共通)	経営理念	役員等（幹部・経営層）が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、事業の目的、目標、経営理念等を明確に発言できる。	○			施設及び処理の状況をインターネット上で公開している。 【公開内容】 ・事業の用に供する施設の概要（収集運搬車両の種類、数の内訳等） ・処理の実績（直前3年間）	○	施設及び処理の状況を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 ○事業の用に供する施設の概要（収集運搬車両の形式・規模・能力（積載量等）数の内訳） ○処理の実績（直前3年間の各月において、産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量） 【書面審査資料】 *①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	3	□	
18												
19		管理体制	労災防止	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 ②会議などの活動が確認できる書面（活動記録又は議事録等） ※委員会の組織図については、更新年月日が記載されているもの 活動記録又は議事録等については、実施年月日が記載されているもの ※書面審査資料の提出について 様式第6号「自己申告書」の提出がある場合：点数制（上記の審査資料を提出すれば加点の対象となる。） 様式第6号「自己申告書」の提出がない場合：必須項目（上記の審査資料の提出に加え労働基準監督署に提出した労働安全衛生規則第97条の様式第二十三号による報告書の写しが必須となる。） 【現地審査資料】 ※様式第6号「自己申告書」の提出がない場合は、現地審査にて、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面	3	□			
20												

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

番号	評価要領(自己評価表)			評価基準					自己評価			
	評価項目	中項目	小項目	内容		審査の方法	審査の基準及び内容			配点	必須項目 フル点数 □は選択 △は選択 ○は選択 ×は選択	
						①書面審査 ビニア類 アリ確認 グ・ ○	②現地審査 目視 ○					
21	安定性(産廃工キスパート・産廃プロフェッショナル共通)	健康診断	従業員(常時使用する者以外も対象に含む。)の健康診断を定期的に実施している。	○	○	従業員(常時使用する者以外も対象に含む。)の健康診断を定期的に実施している。 ※専門性(感染性廃棄物)を申請している場合は、感染性廃棄物を取扱う従業員に対し、少なくとも年1回の定期健診を行い、その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①健康診断の実施計画書 ②過去1年分の実施状況を示す書面(医療機関からの請求書、領収書等で受診者数、実施時期、実施機関が分かるもの) ③専門性(感染性廃棄物)を申請している場合は、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面			2	□		
22		みだしなみ管理	制服等が支給されており、従業員の身だしなみが整っている。	○		○	制服等が支給されており、従業員の身だしなみが整っている。		2	△		
23		講習会修了者配置	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。	○		○	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。 かつ、処理課程ごとの講習会修了証が有効期間内であること。 パンフレット等又は自社ホームページ上で修了者数を情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【現地審査資料】 *①、②すべての資料 ①認定講習会修了証 ②公開していることを示す書面		2	△		
24		業務マニュアル	廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。	○		○	廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。 【現地審査資料】 ①廃棄物処理に関する業務マニュアル及び安全作業マニュアル等		3	△		
25		従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など)	○	○	○	従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等) 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①従業員教育に係わる研修計画(年間計画)を示す書面 ※前年度の計画及び今年度の計画が分かる書面 ②従業員教育に係わる研修の実施状況を示す書面 ※前年度の状況及び今年度の書面審査を受ける直前までの状況を示す書面		3	□		
26		社内目標設定	廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標を設定し、従業員に周知している。	○		○	廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標を設定し、従業員に周知している。 【現地審査資料】 ①社内目標設定が確認できる書面(ISO環境方針等)		2	△		
27		電子マニフェスト	電子マニフェストを採用している。	○		○	産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)に加え、排出事業者の求めに応じて、電子マニフェスト対応が可能であること。 【書面審査資料】 ①加入証の写し(直近3ヶ月以内のもの)		3	□		
28		危機管理マニュアル	事故時及び災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。さらに、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行ってい る。	○		○	事故時及び災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。さらに、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行ってい る。 *訓練には消防訓練も含む。 【現地審査資料】 ①マニュアル、連絡網の整備状況、訓練・教育実施等の書面		3	△		
29		施設内外整理整頓	施設の内外が整理・整頓され、清潔である。	○	○	○	施設の内外、車庫等が整理・整頓され、清潔である。 (実地確認ができない場合は、写真確認)		3	△		
30		廃棄物処理	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。	○	○	○	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。 【書面審査資料】 ①作業日報等として使用している書面様式		2	□		
										配点/得点 57点	点	
産廃工キスパート 80%以上 産廃プロフェッショナル 70%以上										得点率 %		

※該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て)

※チェック欄の記入方法: 本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。

八王子市の中核市移行に伴い、八王子市において産業廃棄物処理を行う場合は、評価要領の内容を下記のとおり読み替えてください。

7	遵法性	廃棄物処理	車両届出	すべての収集運搬車両について都への届出がなされている。	すべての収集運搬車両について都又は八王子市への届出がなされている。
8		排ガス適合		自己評価表番号7で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の廃棄物収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。	自己評価表番号7で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の廃棄物収集運搬車両が、国、都及び八王子市の排ガス規制に適合している。

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

番号	評価要領(自己評価表)			評価基準					自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内容		審査の方法	①書面審査 ヒアリング・ 視	②現地審査	審査の基準及び内容		
						①書面審査 ヒアリング・ 視	②現地審査				
31	先進的な取組 (産廃エキスパート)	インターネット情報公開(財務諸表)	インターネット上に直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)を公開している。	○	直前3年間分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】*①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の画面を添付				3	□	
32		高齢者等雇用	高齢者雇用、障害者雇用等に積極的に取り組んでいる。	○	高齢者雇用、障害者雇用等に積極的に取り組んでいる。 【基準項目】 ○役員等を除き、60歳を超える従業員を雇用している。 ○障害者を雇用している。 【現地審査資料】 ①高齢者雇用、障害者雇用等が確認できる書面(従業員名簿等)				2	✓	
33		ボランティア活動	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。	○	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。 収集運搬業(積替え保管を除く)において、都内に事務所がない場合でも、他県で取り組んでいる場合は、審査の対象となる。 【現地審査資料】 ①ボランティア活動が確認できる書面(パンフレット、参加者人数等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等)				2	✓	
34		企業の社会的責任体制(環境に関する基本方針)	環境に関する基本方針を定めている。CSR報告書や環境報告書を作成している。	○	環境に関する基本方針を定め、環境報告書等を作成している。 【現地審査資料】*①、②すべての資料 ①環境に関する基本方針 ②環境報告書等 ※環境報告書とは、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめて公表する年次報告書です。冊子・印刷物、インターネットでの公開、CD等の媒体で事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものを総称します。				3	✓	
35	経営的事項	技術の開発・研究	先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。(産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。)	○○	先進的な環境企業として、収集運搬業における適正処理・リサイクル技術の開発、研究、又は、実務での改善、創意工夫を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。(産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業、実務での改善、創意工夫等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。)				3	□	
36		認証取得	ISO14001、ISO9001若しくはISO50001又はエコアクション21若しくはエコアクション21と相互認証を実施する制度の認証を取得している。なお、ISO9001及びISO50001については、廃棄物処理その他の環境関連事業を含む認証取得であること。	○	ISO14001、ISO9001若しくはISO50001又はエコアクション21世纪若しくはエコアクション21と相互認証を実施する制度の認証を取得している。なお、ISO9001及びISO50001については、廃棄物処理その他の環境関連事業を含む認証取得であること。 【書面審査資料】 ①登録証等の写し(有効期間内のもの)				3	□	
37	LCA	環境負荷削減のため、自社の事業活動及び施設についてライフサイクルアセスメント(以下「LCA」という。)分析を行い、環境に配慮した事業運営を行っている。	○○	環境負荷削減のため、自社の事業活動及び施設についてLCA分析を行い、環境に配慮した事業運営を行っている。 【書面審査資料】 ①LCA分析結果、取組状況が確認できる書面				3	□		
*38	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。)に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○	環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、提出している。大規模事業所については、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。 【書面審査資料】*①、②、③いずれかの資料 ①総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書の提出が証明できる提出書受付印の写し ②東京都地球温暖化報告書制度における報告書の提出が証明できる提出書受付印の写し ③提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面の写し ※提出書面は直近年度に提出したもの				3	□		

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

番号	評価要領(自己評価表)			評価基準					自己評価			
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容			配点	△他須 フル点 ダウ ン選 择○ ×	時 フ ア チ エ リ ン グ
経営的事項					①書面審査	②現地審査						
39		カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○		事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに継続的に取り組んでいる。 *温暖化ガスの削減対象 ・カーボンオフセット ・太陽光発電(売電のみは対象とならない。) ・グリーン電力 【書面審査資料】①、②、③いずれかの資料 ①前回の認定取得・更新以降から現在までの期間において、継続的な取組状況が確認できる書面(カーボンオフセットの証書の写し、カーボンオフセット認証ラベルのついた商品の購入証明の写し等) ※購入年月日が記載されているものを添付 ②太陽光発電施設の発電量及び自社の電力に使用していることが分かる資料 ③グリーン電力証書(発電量、発電期間がわかるもの)				2		□
40		エコドライブ	「エコドライブのすすめ10ヶ条」(エコドライブ普及連絡会制定)等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいる。	○	○	エコドライブ(「エコドライブ10のすすめ」等)の徹底に取り組んでいる。 【基準項目】 ○従業員への周知 ○エコドライブのための装置導入 ※連絡車両も対象とする。 【現地審査資料】 ①エコドライブの取組状況が確認できる書面(教育実施記録等)			2		✓	
41	先進的な取組(産廃エキスパート)	低公害・低燃費車両、重機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)又は低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。	○	○	収集運搬業については、産廃許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)及び荷物の積込等で使用する重機において、低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、導入状況を自社ホームページ上で情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】*①、②、③、④すべての資料 ①使用車両及び重機導入状況一覧表等 ②公開画面の写し ③自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ④情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付 【現地審査資料】 導入している車両が確認できる書面(車検証の写し等) 導入している低公害型重機が確認できる書面(仕様書等)			3		□	
42		グリーン購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。	○		東京都グリーン購入ガイド等を参照しグリーン購入を継続的に取り組んでいる。 【現地審査資料】 ①グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書面等(物品購入仕様書、取組方針等)			2		✓	
43	管理体制	インターネット情報公開(料金表等)	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。	○		料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからのリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 ○料金表、料金算定式、個別見積もり等 【書面審査資料】*①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付			3		□	
44	廃棄物処理	排出事業者へのリサイクルの啓発	排出事業者に対して分別及びリサイクルの促進についての啓発に取り組んでいる。	○		排出事業者に対して分別及びリサイクルの促進についての啓発に取り組んでいる。 【書面審査資料】 ①取組状況を確認できる書面等			2		□	
45		ICタグ・GPS等の追跡管理システム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者に提供している。	○		ICタグ、GPS・ドライブレコーダー(GPS機能付)・デジタルタコメーター(GPS機能付)等による車両追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者に提供できる。 【現地審査資料】 ①追跡システムの使用状況が確認できる書面等			3		✓	
産廃エキスパート 60%以上												得点率
※ 該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した得点が基準を満たすこと。(小数点以下切捨て) ※ チェック欄の記入方法: 本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。 「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。以下の表を参照してください。 【該当しない場合】												%
38	先進的な取組	経営的事項	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という)に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し都に提出している。			都内に事業所を持たない場合は「-」を選択してください。		-	-		

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価				
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容			配点	必須 △は項目 ル点目 数は ン選○ ×		
					①書面審査	②現地審査	ヒ書 ア類 リ確 ン認 グ・ ・	目 視					
1	経営的事項 遵法性（産廃工キスパート・産廃プロフェッショナル共通）	行政指導	行政指導	廃掃法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。	○				廃掃法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。 【書面審査資料】 ①認定申請書（様式第1号）に、許可を受けている全ての業の区分の許可番号が記載されていること				
2		不利益処分	不利益処分	環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。	○				廃掃法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）の規定による不利益処分を過去5年間受けていない。 【書面審査資料】 ①不利益処分を受けていない旨の誓約書（様式第3号）				
3		納税等	納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○				法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。 【書面審査資料】 *②～⑧都外に係る納税証明書は添付不要 ①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書（「その3の3未納がないことの証明」を添付） ②法人市民税の納税証明書（直前3年分） ③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） ④法人事業税の納税証明書（直前3年分） ⑤固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） ⑥固定資産税（償却資産用）の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） ⑦事業所税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付）・23区内、武藏野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 ⑧不動産取得税の納税証明書（直前3年分） ⑨駐車場の使用権原を証する書類（収集運搬業のみ） ・自者所有の場合は「土地の登記事項証明書（登記簿謄本）」、他者から借りている場合は「賃貸借契約書の写し」を添付（*都外の駐車場については添付不要） ⑩社会保険料の納入確認書（「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24ヶ月分）」）を添付 ⑪地方労働局が発行する労働保険料の未納が無いことを証明する書類（例：労働保険料等納入証明書）又は労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類（直前3年分） ※証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書（様式第7号）」にチェックを入れて提出		□	必須	
4		マニフェスト	マニフェスト	マニフェストが5年間整理保管され、廃掃法施行規則で運搬受託者が記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 ※電子マニフェストを使用している分については保管は対象外	○				マニフェストが5年間整理保管され、廃掃法施行規則で記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 【基準項目】 ○交付年月日及び交付番号 ○交付を担当した者の氏名 ○排出事業者やその事業所の名称、所在地 ○委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 ○運搬業者や運搬先の名称、所在地 ○積替又は保管を行う場所の所在地 ○処分業者やその事業場の名称、所在地 ○最終処分の場所の名称、所在地（予定） ○運搬終了年月日 ○処分終了年月日 ※電子マニフェストを使用している分については保管は対象外 【現地審査資料】 ①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの ＊更新申請の場合は、認定取得した審査日以降のもの ＊電子マニフェストの場合は、端末の画面で内容を確認				
5		処理帳簿	処理帳簿	産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。	○				産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。 【基準項目】 ○収集運搬年月日 ○管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ○受入先ごとの受入量 ○運搬方法（車種）及び運搬先ごとの運搬量等 ○積替え又は保管場所ごとの搬出量 【現地審査資料】 ①指定したマニフェストと照合する処理帳簿 ＊電子で処理帳簿を管理している場合は、端末の画面で内容を確認				

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容			配点	△他は必須項目数は○選択×△アリエーリング
					①書面審査	②現地審査	ヒ書ア類リ確認・	目視			
6	管理体制	委託契約書	排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃掃法施行令及び廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃掃法施行令及び廃掃法施行規則に定められた必要事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。		
*7											
*8	遵法性（産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通）	車両届出	すべての収集運搬車両について都への届出がなされている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				産廃収集運搬車両のすべてについて都への届出がなされている。		
*9											
10		飛散防止措置	すべての収集運搬車両に飛散防止措置が施されている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				産業廃棄物収集運搬車両のすべてに飛散防止措置が施されている。		
11											
12		施設における飛散・流出防止	保管施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				保管施設及び処理施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。		
13											
14		汚水防止	汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枠等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枠等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。		

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価			
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容			配点	△他 必須 フル は項目 タ数は ン選択 ○×	
					①書面審査	②現地審査	ヒ書 ア類 リ確 ン認 グ・ 目 視					
15	安定性（産廃工キスパート・産廃プロフェッショナル共通）	経営的事項	総資本経常利益率	総資本経常利益率が2%以上である。	○			総資本経常利益率が2%（小数点以下切捨て）以上である。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）/直前1年間分 ②経営状況確認書（様式第4号）		2		□
16			経常利益金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額が〇を超える。	○			直前3年間の経常損益の合計額に過去3年の減価償却費の合計額を加えて得た額が〇円（小数点以下切り捨て）以上である。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）/直近3年間分 ※損益計算書の減価償却費の金額については、その金額が確認できる内訳書も添付 ②経営状況確認書（様式第4号）		2		□
17			自己資本比率	自己資本比率が15%以上である。	○			自己資本比率が15%（小数点以下切捨て）以上である。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）/直前1年間分 ②経営状況確認書（様式第4号）		3		□
18			流動比率	流動比率が150%以上である。	○			流動比率が150%（小数点以下切捨て）以上である。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）/直前1年間分 ②経営状況確認書（様式第4号）		3		□
19			団体への加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。	○			国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料（（社）全国産業資源循環連合会に加盟する団体の場合は、①のみ） ①会員証又は会員名簿など加盟を証明する書面 ②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる当該団体の定款又は、事業報告等の書面		3		□
20			インターネット情報公開 ①会社概要	会社概要をインターネット上で公開している。 【公開内容】 （個人の場合）氏名、許可住所、事業の内容 （法人の場合）法人名称、許可住所、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 (共通)事業計画の概要、許可証の写し	○			会社概要を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 (個人の場合) ○氏名、許可住所、事業の内容 (法人の場合) ○法人名称、許可住所、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 (共通事項) ○事業計画の概要 ※「事業計画の概要」については、巻末「参考資料4-2」を参照 ○許可証の写し ○他の道府県市での許可状況 ○更新年月日の記載 【書面審査資料】 *①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付		5		□
21			インターネット情報公開 ②施設及び処理状況	施設及び処理の状況をインターネット上で公開している。 （公開内容） ・事業の用に供する施設の概要（収集運搬車両の種類、数の内訳、保管場所の所在地、面積、保管上限等） ・処理の実績（直前3年間） ・事業場の公開状況	○			施設及び処理の状況を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 ○事業の用に供する施設の概要（収集運搬車両の形式・規模・能力（積載量等）、数の内訳、保管場所の所在地、面積、保管上限等） ○処理の実績（直前3年間の各月において、産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び処分方法ごとの処分量） ○事業場の公開状況（公開の有無及び公開している場合は公開の頻度） 【書面審査資料】 *①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付		3		□
22			地域との操業協定遵守	地元住民と操業協定等を文書で締結し、協定内容を遵守している。	○	○		地元住民と操業協定等を文書で締結し、協定内容を遵守している。 【書面審査資料】 ①近隣との同意が確認できる書面（協定書、同意書、説明経過書等の写し）		3		□

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容			配点	必須項目 △は複数選択可 △は複数選択不可
					①書面審査	②現地審査	ヒ書ア類 リ確認・ 目視				
23	経営的事項	地元への施設公開・見学会	地元住民への自社の施設を公開し、又は定期的に施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けている。	○				地元住民へ自社の施設を公開し、又は定期的に施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けている。 【書面審査資料】 ①施設公開を確認できる書面	2		□
24		施設の緑化	施設の緑化に取り組んでいる。	○	○			施設（敷地内の壁面、屋上）の緑化に取り組んでいる。 【現地審査資料】 (自然保護条例対象の場合) ①緑化計画書の写し	2		△
25		経営理念	役員等（幹部・経営層）が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、事業の目的、目標、経営理念等を明確に発言できる。	○				経営方針の明確なことが求められるため、役員等（幹部・経営層）が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。 事業の目的・目標・経営理念を明確に発言できる。 【現地審査】 ①経営者インタビュー：役員等（幹部・経営層）が対象	3		△
26	安定性（産廃工キスパート・産廃プロフェッショナル共通）	労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○			事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 ②会議などの活動が確認できる書面（活動記録又は議事録等） ※委員会の組織図については、更新年月日が記載されているもの 活動記録又は議事録等については、実施年月日が記載されているもの ※書面審査資料の提出について 様式第6号「自己申告書」の提出がある場合：点数制（上記の審査資料を提出すれば加点の対象となる。） 様式第6号「自己申告書」の提出がない場合：必須項目（上記の審査資料の提出に加え労働基準監督署に提出した労働安全衛生規則第97条の様式第二十三号による報告書の写しが必須となる。） 【現地審査資料】 ※様式第6号「自己申告書」の提出がない場合は、現地審査にて、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面	2		□
27		労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。	○	○			労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①労災防止に関わる研修及び訓練の実施計画（年間計画表）を示す書面 ※前年度の計画及び今年度の計画が分かる書面 ②労災防止に関わる研修及び訓練の実施状況を示す書面（実施状況写真を含む） ※前年度の状況及び今年度の書面審査を受ける直前までの状況を示す書面 ※書面審査資料の提出について 様式第6号「自己申告書」の提出がある場合：点数制（上記の審査資料を提出すれば加点の対象となる。） 様式第6号「自己申告書」の提出がない場合：必須項目（上記の審査資料のほか、事故の再発防止に取り組んだことが分かる書類（労働基準監督署に報告した改善書等））	3		□
28		無事故	負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。（過去2年間）	○	○			都又は八王子市もしくはその両方の許可を取得している業の範囲で負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。（過去2年間） 【書面審査資料】 ①自己申告書（様式第6号）	3		□
29		健康診断	従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的に実施している。	○	○			従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的に実施している。 ※専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、感染性廃棄物を取扱う従業員に対し、少なくとも年1回の定期健診を行い、その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①健康診断の実施計画書 ②過去1年分の実施状況を示す書面（医療機関からの請求書、領収書等で受診者数、実施時期、実施機関が分かるもの） ③専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	2		□
30	みだしなみ管理	制服等が支給されており、従業員の身だしなみが整っている。		○				制服等が支給されており、従業員の身だしなみが整っている。	2		△

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価			
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容			配点	△他 必須 フル 点目 ウ数は ン選○ ×	△ア イエリ ック ング
					①書面審査	②現地審査	ヒ書 ア類 リ確 ン認 グ・ 視					
31	安定性（産廃工キスパート・産廃プロフェッショナル共通）	管理体制	講習会修了者配置	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。	○			産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。 かつ、処理課程ごとの講習会修了証が有効期間内であること。 パンフレット等又は自社ホームページ上で修了者数を情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。		2		
32			業務マニュアル	廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。	○			廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。		3		
33			従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など)	○	○		従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等)		3		□
34		社内目標設定	廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標を設定し、従業員に周知している。		○			廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標を設定し、従業員に周知している。		2		
*35		資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。		○			売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている又は、売却に係る帳簿等が整理保管されている。		2		
*36		資源の排出者への説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者に説明している。		○			処理の過程（積替え保管施設）で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者に説明している。（売却（再生）を行わない廃棄物のみ、医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外）		2		
37		電子マニフェスト	電子マニフェストを採用している。		○			産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に加え、排出事業者の求めに応じて、電子マニフェスト対応が可能であること。		3		□
38		施設公開	施設を排出事業者に隨時公開している。		○			施設を排出事業者に隨時公開している。		2		
39		危機管理マニュアル	事故時及び災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。さらに、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。		○			事故時及び災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。さらに、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。 *訓練には消防訓練も含む。		3		
40		廃棄物処理	施設屋内設置	飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。	○	○		飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。		3		□
41		監視装置	外部からの侵入等に備え監視装置が設置されている。			○		外部からの侵入等に備え監視装置が設置されている。		3		

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価						
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容			配点	△他は必須ル点目数は選択○×△アは項目数は選択○×△チエリックング				
					①書面審査	②現地審査	ヒ書ア類リ確認・	目視							
42	安定性（産廃工キスパート・産廃プロフェッショナル共通）	施設内車両待機スペースの確保	施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。	○	○	○	施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。 【書面審査資料】 ①許可申請の事前計画書の場内配置図等 ※事前計画書は受領印が押された表紙も含む			2	□				
43		トラックスケール等設置	処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等の計量設備が施設にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。	○	○	○	処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等の計量設備が施設にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。 【書面審査資料】 *①、②いずれかの資料 ①許可申請の事前計画書の場内配置図等 ※事前計画書は受領印が押された表紙も含む ②トラックスケール以外の軽量システムの場合は、そのシステムがわかる書面			2	□				
44		施設内外整理整頓	施設の内外が整理・整頓され、清潔である。	○	○	○	施設の内外、車庫等が整理・整頓され、清潔である。（実地確認ができない場合は、写真確認） 【書面審査資料】 ①許可申請の事前計画書の場内配置図等 ※事前計画書は受領印が押された表紙も含む			3	□				
*45		複数リサイクルルート確保	常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。	○			常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。（リサイクルが行えない産業廃棄物のみを取り扱っている場合は対象外） 【書面審査資料】 ①リサイクルフローが確認できる書面			3	□				
46		作業実態の把握・確認	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。	○	○		日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。 【書面審査資料】 ①作業日報等として使用している書面様式			2	□				
										配点/得点	83点				
										得点率	%				
										点					

※該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。（小数点以下切り捨て）

※チェック欄の記入方法：本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。

「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。

なお、「該当しない場合」については、以下の表を参照してください。

【該当しない場合】

35	安定性	資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。	売却（再生）を行わない廃棄物のみ、医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は「-」を選択してください。	-	-	
36		資源の排出者への説明	積替え保管施設で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者に説明している。	売却（再生）を行わない廃棄物のみ、医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は「-」を選択してください。	-	-	
45		複数リサイクルルート確保	常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。	リサイクルが行えない産業廃棄物のみ、医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は「-」を選択してください。	-	-	

八王子市の中核市移行に伴い、八王子市において産業廃棄物処理を行う場合は、評価要領の内容を下記のとおり読み替えてください。

7	遵法性	管理体制	処理状況報告書	東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。）に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。	東京都廃棄物条例を「八王子市産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告・公表制度要綱」に読み替える。		
8		廃棄物処理	車両届出	すべての収集運搬車両について都への届出がなされている。	すべての収集運搬車両について都又は八王子市への届出がなされている。		
9		排ガス適合	自己評価表番号8で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の廃棄物収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。	自己評価表番号8で届出している産業廃棄物収集運搬車両以外の廃棄物収集運搬車両が、国、都及び八王子市の排ガス規制に適合している。			

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価			
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容			配点	△他 必須 フル 項目 は タ数 選 择 ○ ×	△ア イエ リソ ンク グ
					①書面審査	②現地審査	ヒ書 ア類 リ確 ン認 グ・ 目 視					
47	先進的な取組（産廃工キスパート）	インターネット情報公開（財務諸表）	インターネット情報公開（財務諸表）	直前3年間分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）をインターネット上で公開している。	○			直前3年間分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】 *①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報を添付		3	□	
48		高齢者等雇用	高齢者等雇用	高齢者雇用、障害者雇用等に積極的に取り組んでいる。	○			高齢者雇用、障害者雇用等に積極的に取り組んでいる。 【基準項目】 ○役員等を除き、60歳を超える従業員を雇用している。 ○障害者を雇用している。 【現地審査資料】 ①高齢者雇用、障害者雇用等が確認できる書面（従業員名簿等）		2	✓	
49		ボランティア活動	ボランティア活動	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。	○			都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。 【現地審査資料】 ①ボランティア活動が確認できる書面（パンフレット、参加者人数等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等）		2	✓	
50		企業の社会的責任体制（環境に関する基本方針）	企業の社会的責任体制（環境に関する基本方針）	環境に関する基本方針を定めている。CSR報告書や環境報告書を作成している。	○			環境に関する基本方針を定め、環境報告書等を作成している。 【現地審査資料】 *①、②すべての資料 ①環境に関する基本方針 ②環境報告書等 ※環境報告書とは、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめて公表する年次報告書です。冊子・印刷物、インターネットでの公開、CD等の媒体で事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものを総称します。		3	✓	
51		技術の開発・研究	技術の開発・研究	先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。（产学研協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。）	○	○		先進的な環境企業として、収集運搬業における適正処理・リサイクル技術の開発、研究、又は、実務での改善、創意工夫を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。（产学研協同、海外や異業種との共同研究、共同事業、実務での改善、創意工夫等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。） 【書面審査資料】 *①、②いずれかの資料 ①収集運搬業における開発、研究、実務での改善、創意工夫の取組状況が確認できる書面 ②持続的な計画により、自らの事業等への応用、適正処理・リサイクル技術の開発、研究、実務での改善、創意工夫を推進していることが確認できる書面		3	□	
52	経営的事項	認証取得	認証取得	ISO14001、ISO9001若しくはISO50001又はエコアクション21若しくはエコアクション21と相互認証を実施する制度の認証を取得している。なお、ISO9001及びISO50001については、廃棄物処理その他の環境関連事業を含む認証取得であること。	○			ISO14001、ISO9001若しくはISO50001又はエコアクション21若しくはエコアクション21と相互認証を実施する制度の認証を取得している。なお、ISO9001及びISO50001については、廃棄物処理その他の環境関連事業を含む認証取得であること。 【書面審査資料】 ①登録証等の写し（有効期間内のもの）		3	□	
53		LCA	LCA	環境負荷削減のため、自社の事業活動及び施設についてLCA分析を行い、環境に配慮した事業運営を行っている。	○	○		環境負荷削減のため、自社の事業活動及び施設についてLCA分析を行い、環境に配慮した事業運営を行っている。 【書面審査資料】 ①LCA分析結果、取組状況が確認できる書面		3	□	
54		地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○			環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、提出している。大規模事業所については、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。 【書面審査資料】 *①、②、③いずれかの資料 ①総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書の提出が証明できる提出書受付印の写し ②東京都地球温暖化報告書制度における報告書の提出が証明できる提出書受付印の写し ③提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表面面の写し ※提出書面は直近年度に提出したもの		3	□	

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価						
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容			配点	△他は必須項目 ○は選択可 ×は選択不可				
					①書面審査	②現地審査	ヒ書ア類 リクン認 グ・	目視							
55	経営的事項	カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○			事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに継続的に取り組んでいる。 *温暖化ガスの削減対象 ・カーボンオフセット ・太陽光発電（売電のみは対象とならない。） ・グリーン電力			2	□				
56				「エコドライブのすすめ10ヶ条」（エコドライブ普及連絡会制定）等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいる。	○	○	【書面審査資料】①、②、③いずれかの資料 ①前回の認定取得・更新以降から現在までの期間において、継続的な取組状況が確認できる書面（カーボンオフセットの証書の写し、カーボンオフセット認証ラベルのついた商品の購入証明の写し等） ※購入年月日が記載されているものを添付 ②太陽光発電施設の発電量及び自社の電力に使用していることが分かる資料 ③グリーン電力証書（発電量、発電期間がわかるもの）			2	✓				
57		低公害・ 低燃費車両、重機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車（低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等）又は低公害型重機（特殊自動車）を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。	○	○		収集運搬業については、産廃許可車両としての低公害・低燃費車（低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等）及び荷物の積込等で使用する重機において、低公害型重機（特殊自動車）を導入している。かつ、導入状況を自社ホームページ上で情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】*①、②、③、④すべての資料 ①使用車両及び重機導入状況一覧表等 ②公開画面の写し ③自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ④情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付			3	□				
58		グリーン購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。	○			東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入を継続的に取り組んでいる。 【現地審査資料】 ①グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書面等（物品購入仕様書、取組方針等）			2	✓				
59	管理体制	インターネット情報公開（料金表等）	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。	○			料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからのリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 ○料金表、料金算定式、個別見積もり等 【書面審査資料】*①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付			3	□				
60		排出事業者へのリサイクルの啓発	排出事業者に対して適正処理並びに分別及びリサイクルの促進についての啓発に取り組んでいる。	○			排出事業者に対して適正処理並びに分別及びリサイクルの促進についての啓発に取り組んでいる。 【書面審査資料】 ①取組状況を確認できる書面等			2	□				
61		ICタグ・GPS等の追跡管理システム	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者に提供している。	○			ICタグ、GPS・ドライブレコーダー（GPS機能付）・デジタルタコメーター（GPS機能付）等による車両追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者に提供できる。 【現地審査資料】 ①追跡システムの使用状況が確認できる書面等			3	✓				
										配点/得点 39点	点				
産廃工キスパート 60%以上										得点率 %					

※ 該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した得点が基準を満たすこと。（小数点以下切捨て）

※ チェック欄の記入方法：本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。

「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。

(3) 中間処理業

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価 （他 必 須 項 目 は ダ 数 選 択 ○ × 時 フ ア チ エ リ ッ ク グ）		
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容				
					①書面審査	②現地審査					
1	経営的事項	行政指導	行政指導	廃掃法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。	○		廃掃法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていない。 【書面審査資料】 ①認定申請書（様式第1号）に、許可を受けている全ての業の区分の許可番号が記載されていること				
2		不利益処分	不利益処分	環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。	○		廃掃法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）の規定による不利益処分を過去5年間受けていない。 【書面審査資料】 ①不利益処分を受けていない旨の誓約書（様式第3号）				
3		納税等	納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○		法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。 【書面審査資料】 *②～⑧都外に係る納税証明書は添付不要 ①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書（「その3の3未納がないことの証明」を添付） ②法人都民税の納税証明書（直前3年分） ③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） ④法人事業税の納税証明書（直前3年分） ⑤固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） ⑥固定資産税（償却資産用）の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付） ⑦事業所税の納税証明書（「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直前3年分）」を添付）・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 ⑧不動産取得税の納税証明書（直前3年分） ⑨社会保険料の納入確認書（「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24ヶ月分）」を添付） ⑩地方労働局が発行する労働保険料の未納が無いことを証明する書類（例：労働保険料等納入証明書）又は労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類（直前3年分） ※証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書（様式第7号）」にチェックを入れて提出		□	必須	
4	管理体制	マニフェスト	マニフェスト	マニフェストが5年間整理保管され、廃掃法施行規則で記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 ※2次マニフェストについても必要事項が記載されていること。 ※電子マニフェストを使用している分については保管は対象外。	○		マニフェストが5年間整理保管され、廃掃法施行規則で記載すべきと定められた事項がすべて記載されている。 ※2次マニフェストについても必要事項が記載されていること。 【基準項目】 ○交付年月日 ○交付を担当した者の氏名 ○排出事業者やその事業所の名称、所在地 ○委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 ○運搬業者や運搬先の名称、所在地 ○処分業者やその事業場の名称、所在地 ○最終処分の場所の名称、所在地 ○運搬終了年月日 ○処分終了年月日 ○最終処分年月日 ※中間処理業者が2次マニフェストを交付する場合 ○2次マニフェストを交付した排出事業者の名称、交付番号等 ※電子マニフェストを使用している分については保管は対象外 【現地審査資料】 ①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの ＊更新申請の場合は、認定取得した審査日以降のもの ＊電子マニフェストの場合は、端末の画面で内容を確認				
5		処理帳簿	処理帳簿	産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。	○		産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されており、廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載されている。 【基準項目】 ○受入又は処分年月日 ○管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ○受入先ごとの受入量、処分方法ごとの処分量 ○処分後の廃棄物の持ち出し先ごとの持出量等 【現地審査資料】 ①指定したマニフェストと照合する処理帳簿 ＊電子で処理帳簿を管理している場合は、端末の画面で内容を確認				

(3) 中間処理業

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準			自己評価 （他 の 項 目 は 該 当 す る 時 フ ア チ エ リ ン グ は 〇 × 必 要 な 事 項 目 は 該 当 す る 時 フ ア チ エ リ ン グ は 〇 × 配 点 必 須 時 フ ア チ エ リ ン グ は 〇 × ）
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法	審査の基準及び内容	
①書面審査	②現地審査	ヒ書ア類リ確認・ 目視					
6	遵法性（産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通）	委託契約書	排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃掃法施行令及び廃掃法施行規則に定められた事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。 ※中間処理業者が排出事業者となって、自社が処理した廃棄物をさらに他の処理業者に処理委託する場合の契約書も含む。	○		<p>排出事業者と締結している産業廃棄物処理委託契約書に、廃掃法施行令及び廃掃法施行規則に定められた必要事項がすべて記載され、必要書類が添付されている。 ※中間処理業者が排出事業者となって、自社が処理した廃棄物をさらに他の処理業者に処理委託する場合の契約書も含む。</p> <p>【基準項目】 ○委託契約書に添付する書面 ○産業廃棄物処分業の許可証の写し等 (共通事項) ○産業廃棄物の種類、数量 ○契約の有効期間 ○料金 ○中間処理業の事業の範囲 ○適正な処理のために必要な情報 ○変更があった場合の伝達方法 ○業務終了時の報告 ○契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等 (業の区分ごと定められた事項) ○処分又は再生の場所の所在地 ○処分又は再生の方法、処理能力 ○最終処分の場所の所在地、最終処分の方法、処理能力</p> <p>【現地審査資料】 ①抽出したマニフェストと照合する委託契約書又は写し</p>	
*7							
*8		施設維持管理記録	廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。	○	○	<p>廃掃法第15条第1項による許可を受けた中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存している。</p> <p>【書面審査資料】 *①又は②の資料 ①平成10年6月16日以前に産業廃棄物処理施設を設置申請・変更した施設については、施行規則第12条の6第9号の施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存することが義務付けられた書類の写し（直近のもので、記録の様式等が分かるもの） ②平成10年6月17日以降に産業廃棄物処理施設を設置申請・変更した施設については、産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第2項の申請書に記載した「維持管理に関する計画」の写し及び実施していることが分かる点検表の様式 ※14条施設は対象外</p> <p>【現地審査資料】 ①又は②の維持管理記録3年間分 ※「維持管理記録」については、巻末「参考資料5」を参照</p>	
*9							
*10	廃棄物処理	排ガス適合	すべての使用車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。	○		<p>中間処理業で使用する車両（ディーゼル車両で、営業車、連絡車等を含む）のすべてが、国及び都の排ガス規制に適合している。</p> <p>【書面審査資料】 *①、②又は③の資料 ①使用車両一覧表 ②車検証の写し及び該当車両のDPFの装着証明書の写し ③対象車両がない場合は、対象車両なしと記載した書面</p>	
11							

(3) 中間処理業

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準			配点	自己評価
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法			
					①書面審査	②現地審査		
					ヒ書ア類リ確ン認グ・	目 視		
12	遵法性（産廃工キスパート・産廃プロフェッショナル共通）	廃棄物処理	施設における飛散・流出防止	保管及び処理施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。	○	○	保管施設及び処理施設に、産業廃棄物の性状に応じた飛散・流出の防止措置が施されている。	
13			保管状況	産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。	○	○	産業廃棄物の保管高さ及び保管量が、許可された保管上限、最大保管量を超えていない。また、指定された場所以外で保管されていない。	
14		廃棄物とリサイクルの区分保管	汚水防止	汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枠等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。	○	○	汚水が発生する場合には、排水溝、汚水枠等により汚水が適切に処理される構造となっており、施設の床面が不透水性材料で施工され、ひび割れがない。	必須
* 15			作業時間	許可証に記載されている作業時間が遵守されている。	○		【基準項目】 ○集水設備の整備状況 ○床面の施工状況 ○被覆状況 【書面審査資料】 ①許可申請の事前計画書の汚水系統を示す場内配置図等 ※事前計画書は受領印が押された表紙も含む	
16		作業時間	許可証に記載されている作業時間が遵守されている。		○		許可証に記載されている作業時間が遵守されている。 【基準項目】 ○作業状況 ○許可証の作業時間との整合	
17	経営的事項	総資本経常利益率	総資本経常利益率が2%以上である。		○		総資本経常利益率が2%（小数点以下切捨て）以上である。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）/直前1年間分 ②経営状況確認書（様式第4号）	2
18		経常利益金額等	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額が0円（小数点以下切り捨て）以上である。		○		直前3年間の経常損益の合計額に過去3年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円（小数点以下切り捨て）以上である。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）/直近3年間分 ※損益計算書の減価償却費の金額については、その金額が確認できる内訳書も添付 ②経営状況確認書（様式第4号）	2
19		自己資本比率	自己資本比率が15%以上である。		○		自己資本比率が15%（小数点以下切捨て）以上である。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）/直前1年間分 ②経営状況確認書（様式第4号）	3
20		流動比率	流動比率が150%以上である。		○		流動比率が150%（小数点以下切捨て）以上である。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）/直前1年間分 ②経営状況確認書（様式第4号）	3
21		団体への加入	国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。		○		国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入している。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料（（社）全国産業資源循環連合会に加盟する団体の場合は、①のみ） ①会員証又は会員名簿など加盟を証明する書面 ②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる当該団体の定款又は、事業報告等の書面	3

(3) 中間処理業

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準				自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	審査の方法		審査の基準及び内容				
				①書面審査	②現地審査	ヒ書ア類リ確認・ ○	目視			
22		インターネット情報公開 ①会社概要	会社概要をインターネット上で公開している。 【公開内容】 （個人の場合）氏名、許可住所、事業の内容 （法人の場合）法人名称、許可住所、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 （共通）事業計画の概要、許可証の写し	○				会社概要を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 （個人の場合） ○氏名、許可住所、事業の内容 （法人の場合） ○法人名称、許可住所、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業内容、社内組織図・人員配置 （共通事項） ○事業計画の概要 ※「事業計画の概要」については、巻末「参考資料4-3」を参照 ○許可証の写し ○他の道府県市での許可状況 ○更新年月日の記載 【書面審査資料】＊①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	5	□
23	安定性（産廃工キスパート・産廃プロフェッショナル共通） 経営的事項	インターネット情報公開 ②施設及び処理状況	施設及び処理の状況をインターネット上で公開している。 （公開内容） ・事業の用に供する施設の概要（設置場所、設置年月日、処理施設の種類、施設で処理する産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造及び設備等） ・処理の実績（直前3年間） ・処理工程図 ・最終処分までの処理の行程（直前1年間の受入量、処分量、保管量、持出量等を含む。） ・熱回収の状況（焼却施設、直前3年間） ・事業場の公開状況	○				施設及び処理の状況を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 ○事業の用に供する施設の概要 (設置場所、設置年月日、処理施設の種類、施設で処理する産業廃棄物の種類、処理能力（最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量、処理方式、構造及び設備の概要） ○処理の実績（直前3年間の各月において、産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び処分方法ごとの処分量、持出先ごと及び処分方法ごとの処分量） ○処理工程図（フロー図） ○最終処分場までの処理の工程（直前1年間において、種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、保管量、処分後の持出先ごとの持出量及び持出先の処分方法、再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び持出先における利用方法） ○直前3年間の熱回収の状況（焼却施設に限る） 各月の焼却施設ごとの熱量及び熱回収がされた産業廃棄物の量 ○事業場公開状況（公開の有無及び公開している場合は公開の頻度） 【書面審査資料】＊①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付	5	□
*24		インターネット情報公開 ③施設の維持管理記録	施設の維持管理の記録（環境測定結果等）をインターネット上で公開している。 (焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く。)	○				廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設の維持管理の記録（産業廃棄物処理施設の点検、環境測定結果など）を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。（焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く） 【基準項目】 ○産業廃棄物処理施設等の点検記録、環境測定結果等（直近3年分） 【書面審査資料】＊①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付 ※14条施設は対象外	2	□
25		地域との操業協定遵守	地元住民と操業協定等を締結し、協定内容を遵守している。	○	○			地元住民と操業協定等を文書で締結し、協定内容を遵守している。 【書面審査資料】 ①近隣との同意が確認できる書面（協定書、同意書、説明経過書等の写し）	3	□
26		地元への施設公開・見学会	地元住民へ自社の施設を公開し、又は定期的に施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けている。	○				地元住民へ自社の施設を公開し、又は定期的に施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けている。 【書面審査資料】 ①施設公開を確認できる書面	2	□
27		施設の緑化	施設の緑化に取り組んでいる。	○	○			施設（敷地内の壁面、屋上）の緑化に取り組んでいる。 【現地審査資料】 (自然保護条例対象の場合) ①緑化計画書の写し	2	/

(3) 中間処理業

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容				
					①書面審査	②現地審査	ヒ書ア類リ確ン認グ・	目視			
28	安定性（産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通） 管理体制	経営的事項	経営理念	役員等（幹部・経営層）が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。また、事業の目的、目標、経営理念等を明確に発言できる。	○				経営方針の明確なことが求められるため、役員等（幹部・経営層）が業務内容を全て把握しており、積極的に説明することができる。 事業の目的・目標・経営理念を明確に発言できる。	4	
29			労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○			事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 ②会議などの活動が確認できる書面（活動記録又は議事録等） ※委員会の組織図については、更新年月日が記載されているもの 活動記録又は議事録等については、実施年月日が記載されているもの ※書面審査資料の提出について 様式第6号「自己申告書」の提出がある場合：点数制（上記の審査資料を提出すれば加点の対象となる。） 様式第6号「自己申告書」の提出がない場合：必須項目（上記の審査資料の提出に加え労働基準監督署に提出した労働安全衛生規則第97条の様式第二十三号による報告書の写しが必須となる。） 【現地審査資料】 ※様式第6号「自己申告書」の提出がない場合は、現地審査にて、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面	2	□
30		労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。	○	○				労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①労災防止に関わる研修及び訓練の実施計画（年間計画表）を示す書面 ※前年度の計画及び今年度の計画が分かる書面 ②労災防止に関わる研修及び訓練の実施状況を示す書面（実施状況写真を含む） ※前年度の状況及び今年度の書面審査を受ける直前までの状況を示す書面 ※書面審査資料の提出について 様式第6号「自己申告書」の提出がある場合：点数制（上記の審査資料を提出すれば加点の対象となる。） 様式第6号「自己申告書」の提出がない場合：必須項目（上記の審査資料のほか、事故の再発防止に取り組んだことが分かる書類（労働基準監督署に報告した改善書等））	3	□
31		無事故	負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。（過去2年間）	○	○				都又は八王子市もしくはその両方の許可を取得している業の範囲で負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。（過去2年間） 【書面審査資料】 ①自己申告書（様式第6号）	3	□
32		健康診断	従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的に実施している。	○	○				従業員（常時使用する者以外も対象に含む。）の健康診断を定期的に実施している。 ※専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、感染性廃棄物を扱う従業員に対し、少なくとも年1回の定期健診を行い、その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①健康診断の実施計画書 ②過去1年分の実施状況を示す書面（医療機関からの請求書、領収書等で受診者数、実施時期、実施機関が分かるもの） ③専門性（感染性廃棄物）を申請している場合は、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	2	□
33		みだしなみ管理	制服等が支給されており、従業員の身だしなみが整っている。		○				制服等が支給されており、従業員の身だしなみが整っている。	2	
*34		処理施設（法外）の記録	処理施設（廃掃法第15条第1項による許可を受けたものを除く。）の定期点検・検査を行い、その記録を作成し、3年間保存している。		○				産業廃棄物の処理施設（廃掃法第15条第1項による許可を受けたものを除く。）の定期点検・検査を行い、その記録を作成し、3年間保存している。 ※上記の処理施設とは、廃掃法第14条の処理業の許可を受け、産業廃棄物の処分を行う施設のこと（14条施設） 【現地審査資料】 ①点検・検査を確認できる書面	2	
35		講習会修了者配置	産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。		○				産業廃棄物処理業の許可取得に必要な認定講習会修了者が複数常に配置されている。 かつ、処理課程ごとの講習会修了証が有効期間内であること。 パンフレット等又は自社ホームページ上で修了者数を情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【現地審査資料】 *①、②すべての資料 ①認定講習会修了証 ②公開していることを示す書面	2	

(3) 中間処理業

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価		
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容				
					①書面審査	②現地審査	ヒ書ア類リ確認グ・	目視			
36	安定性（産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通）	管理体制	業務マニュアル	廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。 【現地審査資料】 ①廃棄物処理に関する業務マニュアル及び安全作業マニュアル等			3	
37			従業員教育	従業員教育に取り組んでいる。（社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	従業員教育に取り組んでいる。 (社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講等) 【書面審査資料】 *①、②すべての資料 ①従業員教育に係わる研修計画（年間計画）を示す書面 ※前年度の計画及び今年度の計画が分かる書面 ②従業員教育に係わる研修の実施状況を示す書面 ※前年度の状況及び今年度の書面審査を受ける直前までの状況を示す書面			3	
38			最終処分場条件把握	確保している最終処分先の許可条件、受入条件、残存容量について常に把握している。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	確保している最終処分先の許可条件、受入条件、残存容量について常に把握している。 【基準項目】 ○最終処分場との委託契約書と許可証（写）又は協定書、事前協議書等			2	
39			社内目標設定	廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標を設定し、従業員に周知している。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、社内目標を設定し、従業員に周知している。 【現地審査資料】 ①社内目標設定が確認できる書面（ISO環境方針等）			2	
*40			資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている又は、売却に係る帳簿等が整理保管されている。 【現地審査資料】 *①、②いずれかの資料 ①売却伝票 ②売却に係る帳簿等 (売却（再生）を行わない廃棄物のみ、医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外)			2	
*41		廃棄物処理	資源の排出者への説明	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者に説明している。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者に説明している。（売却（再生）を行わない廃棄物のみ、医療系廃棄物のみを取り扱う場合は対象外） 【現地審査資料】 ①排出事業者との契約書等			2	
42			電子マニフェスト	電子マニフェストを採用している。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に加え、排出事業者の求めに応じて、電子マニフェスト対応が可能であること。 【書面審査資料】 ①加入証の写し（直近3ヶ月以内のもの）			3	
43			施設公開	施設を排出事業者に隨時公開している。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	施設を排出事業者に隨時公開している。 【現地審査資料】 ①公開を確認できる書面（訪問者リスト等）			2	
44			危機管理マニュアル	事故時及び災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。さらに、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事故時及び災害に対する危機管理マニュアルが整備され、緊急時の連絡体制が決められている。さらに、危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。 *訓練には消防訓練も含む。 【現地審査資料】 ①マニュアル、連絡網の整備状況、訓練・教育実施等の書面			3	
45			施設屋内設置	飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。 飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	飛散、流出、騒音等に配慮し、施設が可能な限り屋内に設置されている。 【書面審査資料】 ①許可申請の事前計画書の場内配置図等 ※事前計画書が受領印が押された表紙も含む 【現地での確認事項】 ※許可申請の事前計画書に基づき「環境保全上適切な施設」が設置されている。			3	
46		監視装置	外部からの侵入等に備え監視装置が設置されている。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	外部からの侵入等に備え監視装置が設置されている。			3	
47		施設内車両待機スペースの確保	施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	施設内に搬入・搬出車両の待機スペースが設けられている。 【書面審査資料】 ①許可申請の事前計画書の場内配置図等 ※事前計画書が受領印が押された表紙も含む			2	

(3) 中間処理業

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準						自己評価 （他 必 須 ア フ ル ダ 数 は 選 択 ○ × 時 の ア チ エ リ ン ク グ）		
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容					
					①書面審査	②現地審査	ヒ書ア類 リ確 ン認 グ・ ・	目 視				
48	安定性（産廃工キスパート・産廃プロフェッショナル共通）	トラックスケール等設置	処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等の計量設備が施設にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。	○	○	○	○	○	処理量を確実に把握するためのトラックスケール、容量管理システム、容器数管理システム等の計量設備が施設にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。 【書面審査資料】 *①、②いずれかの資料 ①許可申請の事前計画書の場内配置図等 ※事前計画書が受領印が押された表紙も含む ②トラックスケール以外の軽量システムの場合は、そのシステムが分かる書面	2	□	
49			施設内外整理整頓	施設の内外が整理・整頓され、清潔である。	○	○	○	○	施設の内外、車庫等が整理・整頓され、清潔である。（実地確認ができない場合は、写真確認） 【書面審査資料】 ①許可申請の事前計画書の場内配置図等 ※事前計画書が受領印が押された表紙も含む	3	□	
*50		複数リサイクルルート確保			○	○	○	○	常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。（リサイクルが行えない産業廃棄物のみを取り扱っている場合は対象外） 【書面審査資料】 ①リサイクルフローが確認できる書面	3	□	
51		監督者常駐	安全、かつ、安定的な処理を行うために、処理技術に精通した監督者を常駐させている。	○	○	○	○	○	安全、かつ、安定的な処理を行うために、処理技術に精通した監督者を常駐させている。 【現地審査資料】 ①監督者の常駐が確認できる書面（組織図等）	2	/	
52		作業実態の把握・確認	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。	○	○	○	○	○	日々の作業内容を作業日報等で確認することができる。 【書面審査資料】 ①作業日報等として使用している書面様式	3	□	
									配点／得点	95点	点	
産廃工キスパート 80%以上 産廃プロフェッショナル 70%以上									得点率		%	

※該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。（小数点以下切り捨て）

※チェック欄の記入方法：本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。

「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。

なお、「該当しない場合」については、以下の表を参照してください。

【該当しない場合】

8	遵法性	管理体制	施設維持管理記録		廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設に該当しない場合は、「-」を選択してください。						-	-
9			インターネット情報公開（施設の維持管理記録）		焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設における廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設を持たない場合は、「-」を選択してください。						-	-
15		廃棄物	廃棄物とリサイクルの区分保管		医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は、「-」を選択してください。						-	-
24	安定性	事業的	インターネット情報公開③施設の維持管理記録		焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿溶融施設、PCB処理施設を除く廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設を持たない場合は、「-」を選択してください。						-	-
34			処理施設（法外）の記録		廃掃法第15条による許可を受けた施設の場合は、「-」を選択してください。						-	-
40			資源伝票保管		売却（再生）が不可能な廃棄物のみ、医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は、「-」を選択してください。						-	-
41		管理体制	資源の排出者への説明		売却（再生）が不可能な廃棄物のみ、医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は、「-」を選択してください。						-	-
50			廃棄物	複数リサイクルルート確保		リサイクルが行えない産業廃棄物のみ、医療系廃棄物のみを取り扱っている場合は、「-」を選択してください。						-

八王子市の中核市移行に伴い、八王子市において産業廃棄物処理を行う場合は、評価要領の内容を下記のとおり読み替えてください。

7	遵法性	管理体制	処理状況報告書	東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号。以下「廃棄物条例」という。）に基づく処理状況報告書により処理状況を報告している。	東京都廃棄物条例を「八王子市産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告・公表制度要綱」に読み替える。						
10		廃棄物	排ガス適合	すべての収集運搬車両が、国及び都の排ガス規制に適合している。	中間処理業で使用する車両（ディーゼル車両で、営業車、連絡車等を含む）のすべてが、国、都及び八王子市の排ガス規制に適合している。						

(3) 中間処理業

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価 （他 の 項 目 は 選 ば れ な い 時 フ ア チ エ リ ン グ ）			
	評 価 項 目	中 項 目	小 項 目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容					
					①書面審査	②現地審査						
53	先進的な取組（産廃エキスパート） 経営的事項	インターネット情報公開 ①環境保全管理資格者数	インターネット情報公開 ①環境保全管理資格者数	環境保全技術に関する資格者を有し、その資格取得状況（取得者数）をインターネット上で公開している。（環境保全技術に関する資格：公害防止管理者、技術士、環境計量士、技術管理者（土））を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。	○		<p>環境保全技術に関する資格者を有し、その資格取得状況（取得者数）をインターネット上で公開している。</p> <p>環境保全技術に関する資格（公害防止管理者、技術士、環境計量士、技術管理者（土））を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。</p> <p>【書面審査資料】 *①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付</p>			2	<input type="checkbox"/>	
54			インターネット情報公開 ②財務諸表	直前3年間分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）をインターネット上で公開している。	○		<p>直前3年間分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）を自社ホームページ上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。</p> <p>【書面審査資料】 *①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付</p>			3	<input type="checkbox"/>	
55		高齢者等雇用	高齢者雇用、障害者雇用等に積極的に取り組んでいる。		○		<p>高齢者雇用、障害者雇用等に積極的に取り組んでいる。</p> <p>【基準項目】 ○役員等を除き、60歳を超える従業員を雇用している。 ○障害者を雇用している。</p> <p>【現地審査資料】 ①高齢者雇用、障害者雇用等が確認できる書面（従業員名簿等）</p>			2	<input type="checkbox"/>	
56		ボランティア活動	都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。		○		<p>都内でボランティア活動に積極的に取り組んでいる。</p> <p>【現地審査資料】 ①ボランティア活動が確認できる書面（パンフレット、参加者人数等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等）</p>			2	<input type="checkbox"/>	
57		企業の社会的責任体制（環境に関する基本方針）	環境に関する基本方針を定めている。CSR報告書や環境報告書を作成している。		○		<p>環境に関する基本方針を定め、環境報告書等を作成している。</p> <p>【現地審査資料】 *①、②すべての資料 ①環境に関する基本方針 ②環境報告書等</p> <p>※環境報告書とは、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめて公表する年次報告書です。冊子・印刷物、インターネットでの公開、CD等の媒体で事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものを総称します。</p>			5	<input type="checkbox"/>	
58		技術の開発・研究	先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。（産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。）		○	○	<p>先進的な環境企業として、中間処理業における適正処理・リサイクル技術の開発、研究、又は、実務での改善、創意工夫を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。（産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業、実務での改善、創意工夫等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。）</p> <p>【書面審査資料】 *①、②いずれかの資料 ①中間処理業における開発、研究、実務での改善、創意工夫の取組状況が確認できる書面 ②持続的な計画により、自らの事業等への応用、適正処理・リサイクル技術の開発、研究、実務での改善、創意工夫を推進していることが確認できる書面</p>			3	<input type="checkbox"/>	
59		認証取得	ISO14001、ISO9001若しくはISO50001又はエコアクション21若しくはエコアクション21と相互認証を実施する制度の認証を取得している。 なお、ISO9001及びISO50001については、廃棄物処理その他の環境関連事業を含む認証取得であること。		○		<p>ISO14001、ISO9001若しくはISO50001又はエコアクション21若しくはエコアクション21と相互認証を実施する制度の認証を取得している。なお、ISO9001及びISO50001については、廃棄物処理その他の環境関連事業を含む認証取得であること。</p> <p>【書面審査資料】 ①登録証等の写し（有効期間内のもの）</p>			3	<input type="checkbox"/>	
60		LCA	環境負荷削減のため、自社の事業活動及び施設についてLCA分析を行い、環境に配慮した事業運営を行っている。		○	○	<p>環境負荷削減のため、自社の事業活動及び施設についてLCA分析を行い、環境に配慮した事業運営を行っている。</p> <p>【書面審査資料】 ①LCA分析結果、取組状況が確認できる書面</p>			3	<input type="checkbox"/>	

(3) 中間処理業

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準					自己評価 （他 ア チ エ リ ン グ の 時 フ ア チ エ リ ン グ は 選 択 ○ × 必 要 な ア ク シ ブ ル ダ 数 は 選 択 ○ × 配 点 ）	
	評 価 項 目	中 項 目	小 項 目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容			
					①書面審査	②現地審査	ヒ書ア類 リ確 ン認 グ・ 目 視			
61	経営的事項 先進的な取組（産廃エキスパート）	地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成提出	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書又は、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。	○			環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、提出している。大規模事業所については、総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書を作成し、都に提出している。 【書面審査資料】 *①、②、③いずれかの資料 ①総量削減義務と排出量取引制度における地球温暖化対策計画書の提出が証明できる提出書受付印の写し ②東京都地球温暖化報告書制度における報告書の提出が証明できる提出書受付印の写し ③提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面の写し ※提出書面は直近年度に提出したもの		3	<input type="checkbox"/>
62		カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○			事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに継続的に取り組んでいる。 *温暖化ガスの削減対象 ・カーボンオフセット ・太陽光発電（売電のみは対象とならない。） ・グリーン電力 【書面審査資料】 ①、②、③いずれかの資料 ①前回の認定取得・更新以降から現在までの期間において、継続的な取組状況が確認できる書面（カーボンオフセットの証書の写し、カーボンオフセット認証ラベルのついた商品の購入証明の写し等） ※購入年月日が記載されているものを添付 ②太陽光発電施設の発電量及び自社の電力に使用していることが分かる資料 ③グリーン電力証書（発電量、発電期間がわかるもの）		2	<input type="checkbox"/>
63		エコドライブ	「エコドライブのすすめ10ヶ条」（エコドライブ普及連絡会制定）等に定めるエコドライブの徹底に取り組んでいる。	○	○		営業・連絡用車両等でエコドライブ（「エコドライブ10のすすめ」等）の徹底に取り組んでいる。 【基準項目】 ○従業員への周知 ○エコドライブのための装置導入 ※連絡車両も対象とする。 【現地審査資料】 ①エコドライブの取組状況が確認できる書面（教育実施記録等）		2	<input type="checkbox"/>
64		低公害・低燃費車両・重機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車（低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等）又は低公害型重機（特殊自動車）を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。	○	○		中間処理施設で使用する重機においては、低公害型重機（特殊自動車）を導入している。かつ、導入状況を自社ホームページ上で情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【書面審査資料】 *①、②、③、④すべての資料 ①使用重機導入状況一覧表等 ②公開画面の写し ③自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ④情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付 【現地審査資料】 導入している低公害型重機が確認できる書面（仕様書等）		3	<input type="checkbox"/>
65		グリーン購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。	○			東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入を継続的に取り組んでいる。 【現地審査資料】 ①グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書面等（物品購入仕様書、取組方針等） ※購入年月日が記載されているものを添付		2	<input type="checkbox"/>
66	管理体制	インターネット情報公開（料金表等）	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからのリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。	○			料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからのリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。 【基準項目】 ○料金表、料金算定式、個別見積もり等 【書面審査資料】 *①、②、③すべての資料 ①公開画面の写し ②自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ③情報公開の更新履歴等確認書（様式第5号）又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の書面を添付		3	<input type="checkbox"/>

(3) 中間処理業

番号	評価要領（自己評価表）			評価基準			配点	自己評価				
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法	審査の基準及び内容						
					①書面審査 ヒ書ア類リ確認グ・ ○	②現地審査 目視 ○						
*67	先進的な取組（産廃工キスパート）	管理体制	環境賠償責任保険加入	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 (例) ・環境汚染賠償責任保険 ・土壤汚染浄化費用負担保険 ・請負業者用環境汚染賠償責任保険	○	○	産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入している。 ※事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は対象外 【対象となる施設】 15条施設及び14条施設でも近隣に環境影響を及ぼすおそれのある施設が対象 【基準項目】 ○環境汚染賠償責任保険 ○土壤汚染浄化費用負担保険 ○請負業者用環境汚染賠償責任保険 【書面審査資料】 ①保険証書の写し	3	□			
68					○		排出事業者に対して適正処理並びに分別及びリサイクルの促進についての啓発に取り組んでいる。 【書面審査資料】 ①取組状況を確認できる書面等	2	□			
69		ICタグ・GPS等の追跡管理システム	性状分析体制	ICタグ、GPS等による廃棄物追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者に提供している。	○	○	ICタグ、GPS・ドライブレコーダー（GPS機能付）・デジタルタコメーター（GPS機能付）等による車両追跡管理システムにより、廃棄物処理状況を排出事業者に提供できる。 【現地審査資料】 ①追跡システムの使用状況が確認できる書面等	3	✓			
*70					○		受入廃棄物及び再生資源の性状を分析できる体制がある。 ※性状分析の必要がない廃棄物を扱っている処分施設は対象外 【現地審査資料】 ①自社施設又は外部の分析機関において、廃棄物の性状分析が行なえる体制であることが確認できる書面	3	✓			
71		廃棄物処理	自主的な生活環境への影響評価	廃掃法第15条の2第2号に規定された周辺地域の生活環境の保全について、施設稼動後も自主的に生活環境への影響評価を行い、地域環境の保全に配慮している。	○	○	全処理施設を対象とし、法第15条施設においては、廃掃法第15条の2第2号に規定された周辺地域の生活環境の保全、法第14条施設においては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第68条の規制基準について、施設稼動後も自主的に生活環境への影響を考慮し、地域環境の保全に配慮している。 【現地審査資料】 ①自主的な生活環境影響評価の実施記録（測定記録等） ※法第15条施設においては、「施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正化配慮なされている。」ことが確認できる記録。 なお、法第14条施設においては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第68条の規制基準に適合している。 ○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない。	3	✓			
72					○	○	処分過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーへの取組、削減目標があり、継続的に実施されている。（余熱利用による発電等も含む。） 【現地審査資料】 ①省資源・省エネルギーの具体的な取組が確認できる書面（取組の効果が分かるエネルギー使用量の推移等）	3	✓			
73					○	○	最終処分量を減らすために、処理過程におけるゼロエミッションに取り組んでいる。 【現地審査資料】 ①ゼロエミッションの取組が確認できる書面（リサイクル率の推移等）	3	✓			
配点/得点								58点				
得点率								%				
産廃工キスパート 60%以上												

※該当する各項目の配点合計を満点とし、取得した基準を満たすこと。（小数点以下切り捨て）

※チェック欄の記入方法：本自己評価表は、チェック欄に自己採点の点数を選択すると自動計算されます。

「*」マークの項目について該当しない場合には、「-」を選択し、配点合計から自動的に除外され計算されます。

【該当しない場合】

67	先進的な取組	管理体制	環境賠償責任保険加入	事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は、「-」を選択してください。	-	-	
70	廃棄物	性状分析体制	性状分析の必要がない廃棄物を扱っている場合は、「-」を選択してください。	-	-		

18 評価基準表

【令和2年度申請用】別表1-4(ア)

(4) 専門性 ① 収集運搬業（積替え保管を除く）

自己評価表番号	評価要領（自己評価表）			評価基準			<チェック> 書類の有無及び基準を満たしているかをチェックしてください。	
	評価項目	中項目	小項目	審査の方法				
				①書面審査	②現地審査	ヒューリックイング・目視		
1	専門性（感染性廃棄物）	廃棄物処理	管理規程	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月環境省改正）等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。	○		「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月環境省改正）等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。 【現地審査資料】 ①管理規程に相当する書面	<input type="checkbox"/>
2			手順書	感染性廃棄物の収集運搬について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。	○		感染性廃棄物の収集運搬について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。 【現地審査資料】 ①手順書に相当する書面	<input type="checkbox"/>
3			教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。	○		感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。 【基準項目】 ○微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能 ○感染性廃棄物の取り扱いに関する知識及び技能 【現地審査資料】 ①教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面	<input type="checkbox"/>
4			定期健診	感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体値などの測定及び予防接種等を行っている。	○		感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体値などの測定及び予防接種等を行っている。 ※収集運搬業（積替え保管を除く）の評価基準表における自己評価表番号21「健康診断」の書面審査資料に、HBs抗体値の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面を添付。 【書面及び現地審査資料】 ①定期健診、HBs抗体値の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	<input type="checkbox"/>
5			ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。	○		ICタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。 【現地審査資料】 ①導入状況又は活用していることが確認できる書面	<input type="checkbox"/>
6			車両の状況	収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造である。	○		収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造である。 【基準項目】 ○運搬車両等は、感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのないもので、専用の運搬車両等を使用する。又は運搬車両等に仕切りを設ける等の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
7			危機管理	収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。	○		収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。	<input type="checkbox"/>
8			受入確認	廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うこと求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。	○		廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うこと求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。 【現地審査資料】 ①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの	<input type="checkbox"/>
9			混合防止	感染性廃棄物の運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じている。	○		感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じている。 【基準項目】 ○感染性廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
10			容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。	○	○	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。 【現地審査資料】 ①納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面	<input type="checkbox"/>

(4) 専門性② 収集運搬業（積替え保管を含む）

自己評価表番号	評価要領（自己評価表）			評価基準			<チェック> 書類の有無及び基準を満たしているかをチェックしてください。	
	評価項目	中項目	小項目	審査の方法				
				①書面審査	②現地審査	ヒュア類リソーシング・目視		
1	専門性（感染性廃棄物）	管理体制	管理規程	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。	○		「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月環境省改正）等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。 【現地審査資料】 ①管理規程に相当する書面	<input type="checkbox"/>
2			手順書	感染性廃棄物の収集運搬及び積替・保管について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。	○		感染性廃棄物の収集運搬及び積替・保管について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。 【現地審査資料】 ①手順書に相当する書面	<input type="checkbox"/>
3			教育・訓練	感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。	○		感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。 【基準項目】 ○微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能 ○感染性廃棄物の取り扱いに関する知識及び技能 【現地審査資料】 ①教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面	<input type="checkbox"/>
4		廃棄物処理	定期健診	感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。	○		感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っている。 ※収集運搬業（積替え保管を含む）の評価基準表における自己評価表番号29「健康診断」の書面審査資料に、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面を添付。 【書面及び現地審査資料】 ①定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	<input type="checkbox"/>
5			管理者設置	施設に廃棄物の管理者を置いている。	○		施設に廃棄物の管理者が常時置かれている。 【現地審査資料】 ①管理者の設置が確認できる書面（組織図、配置図等）	<input type="checkbox"/>
6			ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。	○		ICタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。 【現地審査資料】 ①導入状況又は活用していることが確認できる書面	<input type="checkbox"/>
7		廃棄物処理	車両の状況	収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造である。	○		収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造である。 【基準項目】 ○運搬車両等は、感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのないもので、専用の運搬車両等を使用する。又は運搬車両等に仕切りを設ける等の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
8			危機管理	収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。	○		収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。	<input type="checkbox"/>
9			腐敗防止	感染性廃棄物の積み替え保管にあたっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされている。	○		感染性廃棄物の積み替え保管にあたっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされている。	<input type="checkbox"/>

18 評価基準表

【令和2年度申請用】別表1-4(イ)

(4) 専門性② 収集運搬業(積替え保管を含む)

自己評価表番号	評価要領(自己評価表)				評価基準			<チェック> 書類の有無及び基準を満たしているかをチェックしてください。	
	評価項目	中項目	小項目	内 容	審査の方法		審査の基準及び内容		
					①書面審査	②現地審査			
10	専門性(感染性廃棄物)	廃棄物処理	受入確認	廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを探めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。	○		廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを探めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。 【現地審査資料】 過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの	<input type="checkbox"/>	
11			保管量	感染性廃棄物の積み替えを行う場合は施設内で行っており、保管量は可能な限り少量で、かつ、速やかに処理施設に搬入している。		○	感染性廃棄物の積み替えを行う場合は施設内で行っており、保管量は可能な限り少量で、かつ、速やかに処理施設に搬入している。また感染性廃棄物が他のものと混合しないように保管されている。	<input type="checkbox"/>	
12			混合防止	感染性廃棄物の運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じている。		○	感染性廃棄物の運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じている。 【基準項目】 ○感染性廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>	
13			容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。	○	○	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。 【現地審査資料】 ①納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面	<input type="checkbox"/>	

18 評価基準表

【令和2年度申請用】別表1-4(ウ)

(4) 専門性 ③ 中間処理業

自己評価表番号	評価要領（自己評価表）			評価基準			<チェック> 書類の有無及び基準を満たしているかをチェックしてください。	
	評価項目	中項目	小項目	審査の方法		審査の基準及び内容		
				①書面審査	②現地審査			
専門性 (感染性廃棄物)	管理体制	管理規程	管理規程	○		「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月環境省改正）等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。 【現地審査資料】 ①管理規程に相当する書面	<input type="checkbox"/>	
			手順書	○		感染性廃棄物の中間処理について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されている。 【現地審査資料】 ①手順書に相当する書面	<input type="checkbox"/>	
			教育・訓練	○		感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施している。 【基準項目】 ○微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能 ○感染性廃棄物の取り扱いに関する知識及び技能 【現地審査資料】 ①教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面	<input type="checkbox"/>	
			定期健診	○		感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を行っている。その際にHBs抗体値などの測定及び予防接種等を行っている。 ※中間処理業の評価基準表における自己評価表番号32「健康診断」の書面審査資料に、HBs抗体値の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面を添付。 【書面及び現地審査資料】 ①定期健診、HBs抗体値の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	<input type="checkbox"/>	
		管理者設置	管理者設置	○		施設に廃棄物の管理者が常時置かれている。 【現地審査資料】 ①管理者の設置が確認できる書面（組織図、配置図等）	<input type="checkbox"/>	
		ICタグ等	ICタグ等	○		ICタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。 【現地審査資料】 ①導入状況又は活用していることが確認できる書面	<input type="checkbox"/>	
		危機管理	危機管理	○		施設には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。	<input type="checkbox"/>	
		腐敗防止	腐敗防止	○		感染性廃棄物の中間処理までの保管に当たっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされている。	<input type="checkbox"/>	
		受入確認	受入確認	○		廃棄物の受け入れに当たっては、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。 【現地審査資料】 過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの	<input type="checkbox"/>	
		保管量	保管量	○		施設に搬入された感染性廃棄物は速やかに処理している。やむを得ず感染性廃棄物を保管する場合は、可能な限り少量とし、定められた保管場所で行っている。また感染性廃棄物が他のものと混じないように保管されている。	<input type="checkbox"/>	
		容器の適正利用	容器の適正利用	○	○	感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていない。 【現地審査資料】 ①納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面	<input type="checkbox"/>	

